

平成28年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月18日 午前10時33分		
	閉 会	3月18日 午前11時33分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	社会保険課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	総務課副主幹 兼 総務係長	我那覇 隆 文
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成28年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 9 号

平成28年 3 月18日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 7 号	今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第 9 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第 10 号	今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第 11 号	今帰仁村行政不服審査会条例の制定について	討論・採決
5	議案第 12 号	今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について	討論・採決
6	議案第 13 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	討論・採決
7	議案第 14 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	討論・採決
8	議案第 15 号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	討論・採決
9	議案第 16 号	今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について	討論・採決
10	議案第 17 号	今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について	討論・採決
11	議案第 18 号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
12	議案第 19 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
13	議案第 20 号	土地の取得について	討論・採決
14	議案第 21 号	北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について	討論・採決
15	議案第 22 号	沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について	討論・採決
16	議案第 23 号	平成28年度今帰仁村一般会計予算について	討論・採決
17	議案第 24 号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	議案第25号	平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	討論・採決
19	議案第26号	平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	討論・採決
20	議案第27号	工事請負契約について	討論・採決
21	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	討論・採決
22	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	討論・採決
23	決議第1号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決
24	陳情第1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	報告・質疑 討論・採決
25	意見書第1号	沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書	説明・質疑 討論・採決
26	意見書第2号	日米地位協定の見直しに関する意見書	説明・質疑 討論・採決
27	意見書第3号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
28		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	
29		閉会中の所管事務調査申出書（総務文教委員会）	
30		閉会中の所管事務調査申出書（経済建設委員会）	

○ 議長 東恩納寛政君 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時33分)

日程第1. 「議案第7号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第7号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第7号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第9号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第10号 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第10号 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例に

ついて」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第10号 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第11号 今帰仁村行政不服審査会条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第11号 今帰仁村行政不服審査会条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第11号 今帰仁村行政不服審査会条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時37分)

日程第5. 「議案第12号 今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第12号 今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第12号 今帰仁村行政不服審査関係手数料条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第15号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第15号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第15号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第16号 今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第16号 今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第16号 今帰仁村入学準備金貸付基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「議案第17号 今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第17号 今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第17号 今帰仁村子ども・子育て会議条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「議案第18号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第18号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第18号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 「議案第20号 土地の取得について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号 土地の取得について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第20号 土地の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 「議案第21号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第21号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 「議案第22号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更につ

いて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 「議案第23号 平成28年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第23号 平成28年度今帰仁村一般会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第23号 平成28年度今帰仁村一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 「議案第24号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第24号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第24号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 「議案第25号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第25号 平成28年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 「議案第26号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 「議案第27号 工事請負契約について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 工事請負契約について」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第27号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題とします。
本件について提案者の説明を求めます。久田浩也議会運営委員長。

○ 議会運営委員長 久田浩也君

決議第1号

平成28年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	久 田 浩 也
賛成者	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	與那嶺 好 和
〃	山 城 太

閉会中の議員研修に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修
(平成28年度中に開催される諸研修事業)
2. 北部市町村議会議長会主催による議員研修
(平成28年度中に開催される諸研修事業)

平成28年3月18日

今帰仁村議会

○ 議長 東恩納寛政君 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。
これから「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。
したがって「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時53分)

ただいま玉城みちよ議員他9名から「決議第2号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議」が提出されました。

「決議第2号」は緊急を要しますので、急施事件と認め日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、採決します。

この採決は起立によって行いますが、起立しない議員の取扱いについてお諮りします。

起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 異議がないので、そのように決定します。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

それでは、本決議を急施事件と認め日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 議長 東恩納寛政君 「起立全員」です。

したがって、この決議を急施事件と認め日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1. 「決議第2号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議」を議題とします。

これから提出者の説明を求めます。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん

決議第2号

平成28年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	玉 城 みちよ
賛成者	久 田 浩 也
〃	座間味 薫
〃	與 儀 常 次
〃	與那嶺 好 和
〃	山 城 太
〃	上 原 祐 希
〃	與那嶺 透
〃	與 那 勝 治
〃	吉 田 清 尊

米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議

去る3月13日、那覇市内のビジネスホテルで米国キャンプ・シュワブ所属の海軍1等水兵が、沖縄に観光に訪れていた女性宿泊客に性的暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕される事件が発生した。

多くの観光客が宿泊し、安全・安心であるべきホテルで発生した今回の卑劣な事件は、女性の人権を蹂躪し、平穏な観光旅行を脅かすもので、村民と県民、観光客と関連業界に大きな衝撃と不安を与えている。

本議会は、米軍による事件が発生するたびに抗議を行ってきたものの、綱紀粛正などの取り組みの実効性は全く見えておらず、米軍は、今回の事件により村民・県民及び観光客が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、抜本的な方策を講じ、具体的かつ実効性のある事件・事故防止策を実施すべきである。

よって、本村議会は、村民、県民、観光客の人権と生命、財産と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許しがたい準強姦容疑事件に関し、激しい怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

記

- 1 被疑者に対する厳正な対応と、被害者への完全な補償を行うこと
 - 2 米軍人の教育徹底と綱紀粛正を図るとともに、村民と県民、観光客と観光関連業者が安心して生活し営業できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること
 - 3 「日米地位協定」の抜本的な見直しを図ること
 - 4 在沖米軍基地の整理・縮小と米兵の削減を促進すること
- 以上決議する。

平成28年3月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使
在日米軍司令官 在日米海軍司令官 在沖米海軍艦隊活動司令官
在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これより「決議第2号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議」について採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第2号 米軍人による準強姦容疑事件に関する抗議決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 「陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

平成28年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

総務文教委員長 山 城 太

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、3月7日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	採択すべきもの	2007年WHOの報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1,000万人の患者が発生していると推測されている。しかしまだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまうため、家庭崩壊へと陥っている家族も多い。 よって「軽度外傷性脳損傷」の周知・啓発・予防措置の推進と、その危険性や予後の相談の出来る窓口の早期設置が必要である。	

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第25. 「意見書第1号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

意見書第1号

平成28年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	與儀常次
賛成者	與那勝治
〃	久田浩也
〃	座間味 薫
〃	上原祐希
〃	山城 太
〃	吉田清尊
〃	與那嶺好和
〃	玉城みちよ
〃	與那嶺 透

沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書

沖縄県においては、昭和47年の復帰以降4次にわたる振興計画により着実に道路整備が進められ、道路は、県民の暮らし、経済、文化等、あらゆる分野の向上・発展に大きな役割を果たしてきたところである。

また、平成15年には沖縄都市モノレールが開業したものの、依然として陸上交通のほとんどが道路交通に大きく依存している状況である。

このため、那覇空港・那覇港等の広域交流拠点に連絡する幹線道路ネットワークの構築及び慢性的な都市部の交通渋滞への対応とともに、観光振興・地域活性化の支援、災害対策など、増大・多様化する交通需要への対応が求められており、なお一層の道路網の体系的整備と質的向上が必要である。

については、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、引き続き必要な道路が計画的かつ着実に整備されるよう、下記事項について特段のご配慮を強く要望する。

記

1. 那覇空港等広域交流拠点や主要拠点へのアクセス性を向上させ、産業振興や人、物の交流の迅速化を図るため、那覇空港自動車道（小禄道路）、沖縄西海岸道路、名護東道路（数久田～許田間）、南部東道路及びスマート・追加インターチェンジ等ハシゴ道路ネットワークの早期整備
2. 都市部における交通渋滞を緩和し、環境改善や健全な市街地の形成を図るため、国道329号西原バイパスを始めとする幹線道路の整備や主要交差点の改善整備
3. 中北部地域までの定時・定速の公共交通ネットワークを形成するため沖縄都市モノレールについて、

首里駅から沖縄自動車道までの延長整備促進

4. 離島における生活圏域の広域化、一体化を促し、定住化の促進を図るため離島架橋等の整備促進
5. 沖縄は台風常襲地帯であり、過去の電柱倒壊等の甚大な被害を踏まえ、防災機能の向上を図るとともに、質の高い観光・リゾート地の形成を図るための無電柱化、美しい道路景観の創出・保全、良質な道路緑化等の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 内閣総理大臣 国土交通大臣 財務大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄総合事務局長

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時11分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

「意見書第1号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第1号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第26. 「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

平成28年3月18日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 東 恩 納 寛 政 殿

提出者	山 城 太
賛成者	吉 田 清 尊
〃	與那嶺 好 和
〃	玉 城 みちよ
〃	與那嶺 透
〃	與 儀 常 次
〃	與 那 勝 治
〃	久 田 浩 也
〃	座間味 薫
〃	上 原 祐 希

日米地位協定の見直しに関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日米地位協定の見直しに関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約10万2千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約74%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後70年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年締結されて以来、50年以上もの間、1度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定

を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使
沖縄防衛局長

○ 議長 東恩納寛政君 「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第27. 「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。山城 太総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 山城 太君

意見書第3号

平成28年3月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	山	城	太
賛成者	吉	田	清 尊
〃	與	那	嶺 好 和
〃	玉	城	みちよ
〃	與	那	嶺 透

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の
相談可能な窓口などの設置を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の
相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打により、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じる。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こすこともある。

文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されているが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回り、再就学・再就職のタイミングも失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多い。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならず、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、家庭の崩壊へと陥っている家族も多い。

そこで、国において、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望する。

記

1. 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員にPocketSCAT2の携帯を義務付けること。併せて、むち打ち型損傷、若しくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2. 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけでなく、神経学的検査の

受診も義務付けるとともに、Scat3（12歳以下の場合はChaildScat3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3. 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民・教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4. 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣
文部科学大臣

○ 議長 東恩納寛政君 「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第28. 「閉会中の継続審査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、目下、委員会において継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29. 「閉会中の所管事務調査申出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

日程第30. 「閉会中の所管事務調査申出書」の件を議題とします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りしました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、経済建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び、数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時24分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時33分)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時33分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與那嶺 好 和

署名議員 山 城 太